

志賀町訓令第3号

志賀町被災浄化槽復旧事業補助金交付要綱に関する事務取扱要領を次のように定める。

令和6年3月29日

志賀町長 稲岡 健太郎

志賀町被災浄化槽復旧事業補助金交付要綱に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、志賀町被災浄化槽復旧事業補助金交付要綱（令和6年志賀町告示第46号。）第19条の規定に基づき、志賀町被災浄化槽復旧事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 当該補助金を申請する者をいう。
- (2) 事業者 申請者と当該補助事業に係る工事又は委託を請負契約した者をいう。
- (3) 指定窓口 町の案内による当該補助金の申請手続の受付窓口をいう。
- (4) 手続代行者 申請者の委任により申請手続を代行する事業者をいう。

(申請手続)

第3条 当該補助金の申請手続に係る関係書類は、指定窓口に提出しなければならない。

(手続代行)

第4条 当該補助金の申請手続を、手続代行者により提出する場合は、手続代行に係る委任状（要領様式第1号）を提出書類に添付しなければならない。

(書類の保管)

第5条 手続代行による当該補助金の申請手続に係る関係書類は、手続代行者から申請者へ整理して渡すこととし、申請者の責任において補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(要領様式第1号)

年 月 日

志賀町長 様

委任者 (申請者)

住所

氏名

委 任 状

志賀町被災浄化槽復旧事業補助金交付要綱に関する事務取扱要領第4条の規定により、下記のとおり当該補助金の申請手続を委任します。

記

受任者 (手続代行者)

補 助 金 名	志賀町被災浄化槽復旧事業補助金	
浄化槽設置場所	志賀町	
手 続 代 行 者 (工事又は委託を請負契約した者)	所在地又は住所	
	商号又は名称	
	代表者又は氏名	
	電 話 番 号	
	担 当 者	(電話 :)